

議案第 15 号

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正を踏まえ、国民健康保険の出産育児一時金の額を引き上げるため、君津市国民健康保険条例（昭和 46 年君津市条例第 19 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険条例（昭和46年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に給付事由の生じた出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

君津市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。</p> <p>ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。</p> <p>ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。</p> <p>2 省略</p>